



Title	阪神大震災をふまえて
Author(s)	南波, 正宗
Citation	大阪公衆衛生. 1995, 67, p. 6-7
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83779
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

阪神大震災をふまえて

大阪府環境保健部

副理事・医療対策課長

南 波 正 宗

1. はじめに

平成7年1月17未明に、淡路神戸を中心に震度7の阪神大震災が発生しました。この地震の特徴は、直下型の激震であるとともに広域に及ぶことでした。そのため、5,500人にのぼる死亡を含む多くの人命の被害や、家屋を始めとする社会資源の甚大な被害が生じました。

災害応急対策として、関係行政機関はじめ各種団体やボランティアの懸命な救護活動など全国的規模での救援が行われたところであり、ようやく復旧、復興が軌道に乗りはじめたところです。

しかし、阪神大震災は、関西では大地震は起こらないであろうという思い込みを遥かに越えた想定外の震災となり、対策上種々の問題点が明らかになりました。大阪府においてもその点を踏まえながら、今後の対策に活かしていくことが必要です。

2. 大阪府における医療救護・保健指導活動

阪神大震災では、大阪府域においても豊中市を中心に大きな人的物的被害が発生しました。死者21人、負傷者1,929人、家屋損壊52,177棟、という状況です。また兵庫県でも、死者5,481人、負傷者39,719人、家屋損壊338,815棟、と更に大きな被害が発生しています。

大阪府での対応を説明しますと、まず、地震発生1月17日午前、知事をトップとする部長会議が臨時に開かれました。翌18日には、府域を対象とした「大阪府対策連絡室」が設置されました。また、兵庫県に対する支援のため「大阪府救援対策本部」も設置しています。

とくに兵庫県については、人員の派遣による情報収集とともに食料品・飲料水・毛布などの緊急救援物資の提供を行い、1月20日からは本格的な救援隊（物資の的確な配送や情報収集のため）の派遣も行いました。

医療救護については、1月17日午前には、大阪府医師会はじめ府下の医療機関に対し受入れを要請するとともに、夕方までに、府立の病院を中心とした医療救護班の編成をおこない、兵庫県へ応援の準備がある旨を連絡しました。一方、府立千里救命救急センターのドクターカーや日赤医療救護班は、要請を受けた芦屋市と神戸市に出動しています。

1月19日からは、兵庫県の要請により大阪市等と共同で医療救護班を編成し、神戸市へ派遣しています。また、精神科救護班は1月24日から、府立施設の精神科医と看護婦（士）がチームを組み神戸市へ出動しました。さらに、巡回保健指導として、1月20日から府保健所の医師・保健婦チームが西宮市へ出動しています。

その他、ヘリコプターによる重症患者の受入れや透析患者の受入れ体制確保を行い、国・

兵庫県へ連絡を取ってきたところです。

大阪府の主な救護活動まとめ

(4/6 現在の派遣人数)

- ・医療救護班の派遣 1/19－3/31
延 1,325人
- ・精神科救護班の派遣 1/24－4/30
延 365人
- ・巡回保健指導班
兵庫県 1/20－4/30 延 437人
豊中市 1/23－ 延 160人
- ・入院患者の府域への受入 入院 1,001人
(主な公立公的病院35医療機関分) 外来 4,382人

3. 今回の対応の問題点

災害時の応急対策等については、「災害対策基本法」により国はじめ都道府県、市町村単位に防災計画を作成しており、これに基づいて必要な措置をとることとなっています。さらに「災害救助法」により合わせて救助を行うこととされています。

しかし、今回の阪神大震災では、広域かつ甚大な規模の震災のため各々の計画の予測を越えるものであったことが第一の問題点であるでしょう。

第二の問題は、県・市などの行政機能そのものの混乱のため、被災状況の正確な把握が困難となり、大阪府等への適時の迅速な応援要請（災害対策基本法）が遅れたことであるでしょう。

結果として大阪府からの組織的な救護班の派遣が若干遅れることとなりました。（府県間の協定等がない中で、派遣人員の事故時の保障などが不確定であることが合わせて問題であったと考えられます。）

4. 大阪府の今後の対策

阪神大震災の事例を踏まえ、大阪府としても「地域防災計画」を平成8年度中に見直すこととなっています。この中で、医療（保健）救護計画についても再検討します。検討事項としては次の点が掲げられます。

- ア. 災害情報の収集・伝達の充実強化——大阪府救急医療情報センターの機能を隣接府県と連携が図れるようなシステムとする（一部実施）ほか、通信手段のダウン対策を設備
- イ. 救護活動の指揮命令系統の整備——現地本部の設置と救護班、搬送の確保と連絡調整を行う
- ウ. 高度救急医療をはじめとした受入れ医療機関の整備
- エ. 被災患者搬送（転送）の確保——救急車ほかヘリクプター、ヘリポートの確保など
- オ. 被災現場での医療活動の確保——救護所の設置や医薬品の確保など
- カ. 近隣府県との相互応援協定の締結

大規模広域災害をも予測し対応できるような「地域防災計画」の作成と、具体的な実施要領を作成しておく必要があります。また、平常より関係機関とも十分連携しながら防災訓練も実施し、実地的な広域防災システムを構築していきたいと考えます。

なお、地域防災計画とあわせて、被災者の身体的・精神的・社会的な援助プログラムも、初期・中期・長期の各段階にわたって作成しておくことも必要と思われます。また、行政とボランティア組織との役割分担と連携についても検討しておくべきと考えます。